

平成28年3月30日
内閣府（防災担当）

東日本大震災に係る激甚災害の特例措置の適用期間の延長について

東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令について、3月25日（金）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

1 政令の概要

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（激甚法第12条）について、被災中小企業事業者の資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間（平成29年3月31日まで）延長しようとするものです。

2 適用措置の概要

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

3 スケジュール

3月25日（金）閣議決定

3月30日（水）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部

代表：03-5253-2111（内線 51382, 51383）

直通：03-3593-2847

政令第九十四号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。